

指定管理者の情報公開規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、指定管理者が保有する情報の公開に関し必要な事項を定める。

（公開申出）

第2条 何人も、指定管理者に対し、指定管理業務に関する文書、図画及び写真（以下「文書等」という。）の公開の申出（以下「公開申出」という。）をすることができる。

（公開申出の手続）

第3条 公開申出をしようとするものは、書面を指定管理者に提出しなければならない（様式第1号）。

（情報の公開）

第4条 指定管理者は、公開申出があったときは、公開申出をしたもの（以下「公開申出者」という。）に対し、当該文書等の公開をするものとする。

ただし、次の各号に掲げる情報が含まれているときは、その部分を除いて公開する。

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。ただし、法令若しくは条例の規定又は報道等により公にされているものは公開する。
- (2) 法人その他の団体（指定管理者を含む。）又は個人事業者に関する情報であって、公開することにより、その法人等に不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 法令若しくは条例の規定又は県と指定管理者との協定により公開することができないとされている情報

（公開申出に対する決定等）

第5条 指定管理者は、公開申出があったときは、速やかに対象文書等の公開をするかどうかの決定をし、公開申出者に対し、その内容を書面により通知するものとする（様式第2号）。

（公開の実施）

第6条 指定管理者は、対象文書の全部又は一部を公開する決定をしたときは、公開申出者に対し、速やかに対象文書の公開をするものとする。

2 文書等の公開は、原本若しくはコピーの閲覧又はコピーの交付により行う。

3 公開決定の通知を受けたものは、指定管理者が指定する日時及び場所において、当該公開決定に係る文書等の公開を受けるものとする。

（費用の負担）

第7条 公開の実施に要する費用は、公開申出者の負担とする。

2 前項の費用として徴収する額は、次のとおりとする。

- (1) コピー代 コピー1枚につき〇〇円
- (2) 郵送料（決定通知に係る郵送料を含む。） 実費により、切手を納付させる
- (3) 手数料 申出1件につき〇〇円

（情報の提供）

第8条 指定管理者は、文書等の公開と併せて、県民がその必要とする情報を容易に得られ、か

つ、それが分かりやすいものであるよう、情報の提供に努めるものとする。

(苦情申出)

第 9 条 公開決定等に不服がある公開申出者は、指定管理者に苦情を申出ることができる。

(県との協議)

第 10 条 指定管理者は、この規程の運用に関し必要があると認めるときは、県と協議をするものとする。

2 指定管理者は、この規程に基づく文書等の公開申出又は苦情申出があった場合は、県に書面又は口頭により報告するものとする。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の規定は、この規程の施行の日以後に作成し、又は取得した文書等について適用する。

(注) この(案)は、秋田県情報公開条例第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県が設置する公の施設の指定管理者が、同条例の趣旨にのっとりその保有する当該公の施設の管理の業務に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずる際の規程例として作成したものです。